

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 20 号に規定する固定式刺し網漁業建網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 1 のとおり	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 1 のとおり	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 1 のとおり	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 2 のとおり	別記 2 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町赤崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 3 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町大浦、須子、赤崎、上津浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 2 のとおり	別記 2 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町大島子に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 3 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町大島子に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 2 のとおり	別記 2 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市五和町鬼池、御領に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 4 のとおり	1 月 10 日から 4 月 10 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市天草町大江、大江軍浦、大江向、高浜及び河浦町崎津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	建網漁業	別記 4 のとおり	1 月 10 日から 4 月 10 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市牛深町、牛深町又、魚貫町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

- ア 熊本市河内町長崎鼻灯台から長崎県島原市島原城天守閣を見通した線上、長崎鼻灯台より 10,000 メートルの点
- イ 宇土市大岳山頂から同市戸口町島山山頂を見通した延長線上、島山山頂から 6,400 メートルの点
- ウ 大岳山頂から島山山頂を見通した線上、島山山頂から 8,400 メートルの点
- エ 熊本県漁場基点有第 16 号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外線に沿って南西へ 500 メートルの点）と宇城市三角岳山頂を見通した線から漁場基点有第 16 号を基点として右へ 55 度 47 分、13,100 メートルの点
- オ アから島原城天守閣を見通した線上、アから 2,300 メートルの点

別記 2

操業区域	操業時期
<p>次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線以南の区域。 ただし共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 天草市五和町鬼池灯台 イ 天草郡苓北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線の延長線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線の延長線との交点 ウ イから上天草市松島町高杣島を見通した線とエから長崎県南島原市吉川鼻を見通した線との交点 エ 天草市有明町赤崎東側堤防突端</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた熊本県海域。 ただし共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 長崎県瀬詰崎から熊本県天草市五和町天神山を見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天草市五和町天神山を見通した線と天草郡苓北町富岡曲崎南端からウを見通した線の交点 ウ 長崎県南島原市南有馬町吉川鼻 エ ウから天草市有明町赤崎東側堤防突端を見通した線とオから上天草市松島町高杣島山頂を見通した線との交点 オ 天草郡苓北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線の延長線との交点 カ 天草市五和町鬼池灯台</p>	<p>1月1日から 4月15日まで</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた熊本県海域。 ただし共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線と天草郡苓北町富岡曲崎南端からイを見通した線との交点 イ 長崎県南島原市南有馬町吉川鼻 ウ イから天草市有明町赤崎東側堤防突端を見通した線とエから上天草市松島町高杣島山頂を見通した線との交点 エ 天草郡苓北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線の延長線との交点</p>	<p>4月16日から 5月31日まで</p>

別記 3

操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線以南の区域。ただし共同漁業権漁場内を除く。

- ア 天草市五和町（以下、「五和町」という。）鬼池灯台
- イ 天草郡苓北町富岡北端から五和町鬼池引坂突端を見通した線の延長線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線の延長線との交点
- ウ イから上天草市松島町高杓島を見通した線とエから長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線との交点
- エ 天草市有明町赤崎東側堤防突端

別記 4

操業区域

天草海

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海面。

ただし、A、B、C、D、E、F、Aの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域とG、H、I、J、K、Lそれぞれの点を中心として半径 1,000 メートルの区域及び共同漁業権漁場内を除く。

- ア 天草市河浦町（以下、「河浦町」という）権現山山頂
- イ アから河浦町オチウド山（谷の中央）を見通した線上、アから 48,000 メートルのところ
- ウ イから真方位 180 度、9,000 メートルのところ
- エ シから真方位 180 度、9,000 メートルのところ
- オ 北緯 32 度 06 分 00 秒、東経 129 度 45 分 00 秒の点
- カ 北緯 32 度 06 分 00 秒、東経 129 度 48 分 00 秒の点
- キ 北緯 32 度 00 分 12.4 秒、東経 129 度 48 分 00 秒の点
- ク 北緯 32 度 00 分 12.4 秒、東経 129 度 57 分 00 秒の点
- ケ 北緯 32 度 06 分 00 秒、東経 129 度 57 分 00 秒の点
- コ サから真方位 180 度の線が北緯 32 度 06 分 00 秒線と交わる場所
- サ 天草市牛深町ガン瀬頂点
- シ アから河浦町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経 129 度 45 分 00 秒線と交わる場所
- A アから河浦町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経 129 度 53 分 00 秒線と交わる場所
- B アから河浦町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経 129 度 49 分 51.9 秒線と交わる場所
- C 北緯 32 度 15 分 36.2 秒、東経 129 度 49 分 51.9 秒の点
- D 北緯 32 度 15 分 36.2 秒、東経 129 度 50 分 51.9 秒の点
- E 北緯 32 度 16 分 36.2 秒、東経 129 度 50 分 51.9 秒の点
- F 北緯 32 度 16 分 36.2 秒、東経 129 度 53 分 00 秒の点
- G 北緯 32 度 08 分 42.3 秒、東経 129 度 47 分 33.9 秒（サバソネ）の点
- H 北緯 32 度 10 分 12.3 秒、東経 129 度 48 分 39.9 秒（肩持たせ）の点
- I 北緯 32 度 12 分 02.3 秒、東経 129 度 52 分 03.9 秒（長良）の点
- J 北緯 32 度 07 分 52.3 秒、東経 129 度 52 分 39.9 秒（片島南沈船）の点
- K 北緯 32 度 13 分 36.3 秒、東経 129 度 54 分 27.9 秒（桑島大型魚礁）の点
- L 北緯 32 度 09 分 24.3 秒、東経 129 度 54 分 33.9 秒（ヤシマ）の点